

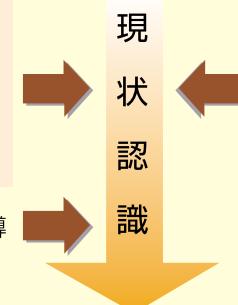
建設産業構造改善指針

現状の建設産業

周辺環境

- ・公共事業の縮小
- ・建設市場の後退
- ・地域経済の低迷
- ・雇用の減少
- ・労働者の高齢化

啓発・相談・指導



経営者の認識

- ・今後もより厳しい経営環境となる認識があり、経営体質の強化や得意分野の特化等で本業での生き残りを考えています。
- ・現段階で同業種との企業合併に対しては肯定的ではないが、建設他分野や異業種との合併については可能性があると考えています。
- ・本業だけでは将来は厳しいとの認識があり、新たな事業展開の模索や、新規事業展開をはじめている経営者も多くいます。しかし、資金・体力不足や投資リスクの大きさなど経営多角化・新分野進出に踏み出せないでいる状況もあります。

「自立」に向けた方向性

- 経営革新への取り組みの促進
- 公正な市場環境の促進
- 市場における淘汰・再編の促進

企業の自指す姿

経営合理化・基盤強化による本業での生き残り

企業合併や企業連携による本業での生き残り

経営の多角化・新分野進出による新たな事業展開

事業の縮小と撤退による企業整理

求められるもの

- ・経営方針の確立
- ・財務体質の強化
- ・施工監理の強化
- ・営業販売力の強化
- ・得意分野の強化
- ・コストマネジメントの実践

- ・情報収集と経営分析
- ・相手方調査と分析
- ・従業員研修
- ・経営者の決断

- ・初期調査の徹底
- ・新技術の開発研究
- ・新分野の開拓
- ・顧客ニーズの把握
- ・人材の確保
- ・初期投資と運転資金

- ・不採算部門の廃止
- ・事業の縮小
- ・債務の整理
- ・経営者の決断
- ・離職者の雇用確保

島根県の方策および主な支援策

- 方策-
- ・自由で公正な入札制度の確立
- ・不良不適格業者の排除
- ・ダンピング受注の防止

- 公共事業執行における支援施策-
- ・県内業者優先の徹底
- ・県内下請負業者の要請徹底
- ・県内産資材・県内関連企業から調達した資材の優先使用の徹底

- 主な支援-
- 経営革新促進事業
- 経営改善アドバイザー派遣事業
- 合併支援助成金
- ◆新分野進出支援助成事業（条件緩和）

- 専門家派遣事業
- 若年者就業支援事業
- 農業参入支援事業
- 産業創出総合支援事業
- 新技術活用支援制度（しまね・ハツ・建設ブランド）
- ◆総合相談事業

- ・公共事業依存からの脱却
- ・地域のリーディング産業としての発展
- ・適正規模の市場形成

活力ある建設産業

建設産業構造改善の指針と施策 (建設産業の「自立」に向けての支援)

公共事業縮減に伴う建設産業対策について(17年度)

「当面の雇用対策及び建設産業対策の方針（平成16年11月18日改訂）」に基づき、公共事業の大幅削減による建設産業への影響を鑑み、平成17年度～18年度の2年間、積極的・集中的に建設産業支援策を実施します。

公共事業縮減による影響への対策

- 経営基盤強化・経営合理化支援
- 新分野進出支援
- 公共事業執行にあたっての対策
 - ・ゼロ県債の設定
 - ・工事発注等における県内業者の優先

H17年度事業

1. 建設産業経営革新促進事業（予算額 4,800千円）

(1) 経営トップセミナー等の開催

建設産業の経営者や経営幹部、現場代理人を対象に経営基盤強化及び経営合理化に向けたセミナーや新分野進出にむけてのシンポジウムを開催する。

(2) 経営革新ハンドブックの作成

建設業者等への経営革新の助成や支援制度の一覧、県内外の業者の新分野進出事例を掲載したハンドブックを作成し、経営相談や指導に活用する。

2. 建設産業経営支援体制強化事業（予算額 17,730千円）

(1) 経営支援体制強化事業

県内の商工団体等の経営指導員を対象に県内のモデル企業を選定し企業診断や実務研修を行い、リーダー指導員として養成する。

(2) 総合相談事業

県下7ブロックごとに各商工会議所・商工会に、建設産業の経営に関する相談に対し、的確に指導助言が行なえるよう専門の経営指導員を専任配置し、また土木部にも『相談支援アドバイザー』を配置する。

3. 新分野進出支援事業（予算額 20,000千円）

新分野進出のための事業化、市場化の可能性の調査や研究等に対する助成金。

*補助率2／3、1者当たり上限500千円。

*建設業者の単独申請を可とした（平成17年1月改正）

4. 合併支援助成金（予算額 3,000千円）

合併後、建設技術者を引き続き1年間雇用した事業主に対する助成金。

*技術者1人当たり200千円（1社あたり上限10人）

5. 新技術活用支援制度【しまね・ハツ・建設ブランド】（予算額 3,000千円）

島根県内の建設業者等が開発、施工又は製造する新技術に対し、県が発注する公共工事において新技術の活用機会の拡大を図るとともに、「島根県から全国へ」普及する足がかりをつくり、県内の建設業者等の育成及び活性化を図る。

工事成績評定の改定について

島根県土木部 技術管理課

背景

厳しい財政状況における公共事業の急激な減少の中で、国民の理解を得ながら必要な社会資本の整備を規格と良質な品質を確保し進めていくため、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が平成17年3月30日に可決成立し、平成17年4月1日から施行となった。

◆この法律のポイント◆

- ・公共工事の品質に関する基本理念及び発注者の責務の明確化
- ・「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」への転換
- ・発注者をサポートする仕組みの明確化

目的

公共工事の個々の発注に当たっては、適切な施工能力を持った優良な企業を選定するとともに、企業の持つ優れた技術力を積極的に活用していくことが必要である。そのためには、個別の工事の発注に当たって、「各企業の同種工事の施工経験の確認」と「その工事がどのような出来ばえ」であったかということが極めて重要となる。

このような観点から、企業の技術力、創意工夫、社会性を反映した工事成績評定の評価項目の見直しを行い、より公平で客觀性の高い評価制度に改善を図る。

概要

- 1) 建設業法・共通仕様書の遵守、品質確保やそのフローを重視した評価方式に改めた。
- 2) 県内企業の技術水準や地方機関の執行体制を勘案して評価項目を設定した。
- 3) 評価項目に「高度技術力」、「創意工夫」、「社会性等」、「法令遵守」を新たに設定した。
- 4) 成績結果のデータベース化も視野に入れた。

考査項目別運用表

- 1) 考査項目別の運用表は、一般的な記述にとどまっていたが、複数の評価対象項目によるチェック方式に変更。チェック数の比率に応じて統一的に評価する方式に改めた。
- 2) 「出来ばえ」の評価は、工事名別から主たる工事工種別に変更し、より内容評価が出来る評価とした。
- 3) 出来形・品質を定量的に評価できる評価方式に改めた。

異業種事業参入の事例紹介



出雲土建株式会社

○会社概要

法人名 出雲土建株式会社
代表取締役 石飛 裕司
住所 〒693-0034 島根県出雲市神門町1451-2
電話 0853-22-4118
FAX 0853-24-4195



○新事業の概要

事業の種類 建設廃木材のリサイクル
産業廃棄物・一般廃棄物の廃木材（ベニヤ・コンパネ・新建材等の化学薬品混入材は受入不可）をチップ化する。そのチップを出雲カーボン（子会社、土木工事会社を製造業に転換）で炭化処理し、調湿木炭を製造・販売している。

経営規模 廃木材受入実績（平成16年度） 約6,000t／年（出雲土建株式会社）
調湿木炭生産実績（平成16年度） 約30万袋／年（出雲カーボン有限会社）

○参入の動機

島根県内から年間約60,000tの廃木材が発生し、その60%が省みられることなく焼却処分されてきた。資源を大切にし、古くなったものをリサイクルする、地域完結型の循環型社会実現を考え参入した。

○特徴

廃木材受入時に分別を行い、受入保管・破碎はすべて建物内において実施し、品質管理を徹底することにより良質のチップを生産している。また、産学官共同研究により調湿に最も適した木炭の製造技術を確立した。調湿木炭【炭ハ】は第1回しまねグリーン製品に認定された。
廃木材受入価格の低減により、年間約6,000t（県内発生廃木材の約10%）の廃木材を受入れリサイクル率の向上に貢献していると共に、木材を炭素固定することによってCO₂削減にも貢献している。
また、調湿木炭を敷設することは床下が乾燥し、家屋の長寿命化につながる。低価格でより多くの消費者に利用してもらうことで、廃木材の発生自体を抑制することができる。

○苦労した点・今後の課題

営業を開始して4年目となるが、廃木材の受入制限をしているので良質な廃木材のみを持込みしてもらえるようになるまで時間と労力などの負担があった。
廃木材の受入数量と生産能力のバランスから考えると、年間10,000tの廃木材を受入れしたいと思う。



木材チップ



炭化炉